

## 第1回 伊勢原市総合計画審議会 会議録

〔開催日時〕 令和3年11月24日（水曜日）午後3時～4時

〔開催場所〕 伊勢原市役所 全員協議会室

### 〔出席者〕

（委員） 勝田会長  
赤星委員、秋澤委員、大川委員、大谷委員、小川委員、久保委員、  
桑原委員、小嶋委員、佐伯委員、菅原委員、高橋委員、竹村委員、  
田中委員、長荒委員、西村委員、牧野委員、森 委員、吉川委員

（事務局） 宋戸副市長、山室企画部長、成田企画部参事(兼)経営企画課長、  
瀬尾主幹(兼)係長、成澤主任主事、田伏主任主事、権田主事、吉川主事

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0名

### 《審議の経過》

#### 1 開会

---

（会長）

只今から、第1回総合計画審議会を開催します。会議が円滑に進行しますよう皆様のご協力をお願いいたします。

本日の出席委員は19名となり、半数以上の出席になりますので、伊勢原市総合計画審議会規則の規定に基づき、会議は成立するものといたします。

都合により途中で退席される委員もいらっしゃいますので、ご承知おき下さい。

#### 2 議事

---

##### ■議事(1) 総合計画について

（会長）

それでは、議事の1番目「総合計画について」事務局より説明をお願いします。

（事務局）

まずは総合計画について、ご説明させていただきます。総合計画とは、地方自治体が長期的な展望に立って目指すまちづくりの将来像を掲げ、その実現に向け、総合的かつ計画的に行政運営を行うための指針であり、自治体が策定する計画の最上位に位置づけられるものとなります。自治体の行政運営、まちづくりの道標となる計画であると理解していただければと思います。

策定の法的根拠です。以前は地方自治法に、市町村は計画的な行政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならないと義務づけられていました。その後、平成23年に地方自治法が改正され、義務づけが廃止され、策定については、自治体の判断に委ねられることになりましたが、現在でもほとんどの自治体が策定している状況です。

次に、本市の総合計画の変遷です。昭和46年の市制施行以来、5次にわたる計画を策定してきました。それぞれの計画ではまちづくりのスローガンとなる将来都市像を掲げています。

次に、現在の本市の総合計画である第5次総合計画の構成です。本市の総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されています。まず、基本構想ですが、総合的なまちづくりの指針となるもので、将来都市像やまちづくりの目標を掲げています。計画期間は10年間となっています。次に基本計画ですが、基本構想に掲げる将来都市像を実現するための具体的な施策を体系的に示したものです。ここで言う施策は、例えば「防犯対策の推進」「魅力ある観光振興」といったレベルです。計画期間は前期5年間、中間で改定しまして、後期5年間となっています。最後に実施計画ですが、具体的な事業を示したものです。本市では中期戦略事業プランと名付け、各事業の工程や指標、事業費を記載しています。例えば、基本計画に掲げる施策が「防犯対策の推進」であれば、その具体的な方策として、防犯カメラを何年度にいくつ設置するとか、防犯灯のLED化を進める、といった具体的な事業を掲げています。基本計画の施策を推進するために、その手段として実施計画に掲げる具体的な事業があるといった関係になっています。構成については、基本構想と基本計画が一体となっているものもあれば、基本計画と実施計画が一体となっているものもあります。期間についても、30年もあれば12年や8年もあり、自治体の裁量でつくることができます。本市のような3層の構成で、全体の計画期間が10年間というのは、多くの自治体で採用しているオーソドックスな作りとなっています。

なお、本日、現行の第5次総合計画の冊子をお配りしています。現在の計画ではありますが、総合計画のイメージを持っていただければと思いますので、後ほどご確認いただければと思います。

(会長)

事務局より、「総合計画について」説明がありましたが、何か質問はございますか。

(質問なし)

質問がないようですので、次に進めたいと思います。

## ■議事(2) 現行計画の振り返りについて

(会長)

議事の2番目、「現行計画の振り返りについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

まずは、まちづくりにおいて重要な要素となる人口の推移です。本市の人口は、今から20年前の平成13年に10万人を超えました。少子高齢化の進行により、国全体では10年ほど前から人口が減り始めましたが、本市では、未だ大きな減少局面は迎えていない状況にあります。現在の総合計画を策定した当時の人口推計を

みると、平成22年頃をピークに、徐々に人口が減り始め、令和4年には、9万7千人まで減少すると、当時推計されていました。人口減少は、社会全体に様々なマイナス効果をもたらすため、市では、できる限り人口規模を維持することを目標に掲げ、この10年まちづくりに取り組んできました。令和2年の伊勢原市の人口は、101,839人です。これは、昨年行われた国勢調査の速報値です。推計人口より4千人ほど多くなっているのが分かります。この結果は、この10年、多くの人から「住み続けたい」「住んでみたい」と思われる魅力あるまちづくりを行ってきた成果であると捉えています。

次に、5年前の国勢調査と、昨年の国勢調査の比較です。本市は微増ではありますが、県内における増加した市町村の一つとなっています。県内全体では6割の市町村で人口が減少し、近隣市でも数千人規模で減っている状況です。

それでは実際に、分野ごとに主な取組と成果を見ていきます。現在の総合計画では、各分野で構成する「暮らし力」「安心力」「活力」などの5つの力により、まちづくりを推進してきました。本日は、その主なものをご説明させていただきます。

まず、健康・医療の分野です。東海大学医学部と連携した健康バス測定会や、運動プログラムに参加した方にポイントを付与する健康ポイント事業を開始しました。また、地域医療の充実のため、伊勢原協同病院の移転新築を支援するとともに、継続的な財政支援を行っています。こうした成果として、市民の健康寿命は、平均寿命とともに男女とも年々向上しています。また、三大生活習慣病の死亡割合は依然高い状況であるものの、平成25年度と比較して、3ポイント以上改善しています。

次に、福祉分野です。市内で5箇所目となる、地域で介護等の相談支援を担う地域包括支援センターを開設しました。これによりバランス良く市内全域をカバーできるようになりました。また、地域での介護予防教室や、高齢者が気軽に集えるサロンを順次増やし、現在市内34箇所で運営されています。様々な催しや運動の機会、講習会などが行われ、高齢者の生きがいの場となっています。そのほか、高齢者の増加やサービスの充実により、介護保険サービス利用者は、年々増えている状況です。また、障がい者の就労移行者数も、平成24年と比べて4倍以上となっています。

次に、子育ての分野です。小児医療費助成の対象年齢を順次引き上げ、昨年10月に中学3年生まで拡大しました。また、子育て中の保護者の相談・交流の場の拡充、子育て応援フェスタの開催、さらには、待機児童の解消に向けた保育関連施設整備への助成を行い、現在25箇所の施設が設置運営されるなど、幼児教育・保育の提供体制を拡充しました。また、子どもの居場所づくりとして、地域と連携しながら放課後子ども教室を順次開設し、小学校全10校のうち7小学校区で運営されています。こうした成果として、子育て世代の転出超過の傾向は、改善の方向にあります。また、放課後子ども教室など、地域での交流活動や体験活動に参加した子どもの数も、年々増えている状況です。

次に、教育・歴史文化の分野です。令和元年度に、全ての小中学校の普通教室にエアコンを設置しました。また、校舎のトイレリニューアルや屋上・外壁修繕などを計画的に行っています。さらに昨年度は、全小中学校の児童生徒にタブレット端末を配置しました。そして、長年の課題でありました中学校給食については、今年

度から全ての中学校で、選択制デリバリー方式による給食を開始しました。文化財関係では、平成28年4月に、本市の歴史文化資源を活用した日本遺産の認定を獲得することができました。日本遺産は、日本の象徴的な歴史文化を世界に発信するもので、江戸時代に流行した「大山詣り」がその一つに選ばれました。関連データを見ますと、トイレの改修工事が進み、小中学校全体の洋式化率は6割となっています。

次に、防災・防犯の分野です。防災対策では、災害時の相互応援のため、姉妹都市である長野県茅野市に加え、新たに県外の4自治体と協定を結んだほか、民間企業との災害時の協定を進めました。また、公園の防災機能強化のため、かまどの機能を持つベンチの設置や、避難場所などに下水道を利用したマンホールトイレの整備を進めました。昨年度には、避難所の資機材の充実・強化を図るため、公的備蓄の拠点となる大型の倉庫を、中央備蓄倉庫として整備しました。防犯対策では、防犯灯の市内一斉のLED化や、防犯カメラの設置を進めました。関連データを見ますと、大規模災害の備えとして、当初の3倍以上の協定の締結に至りました。また、市内の刑法犯の認知件数は、減少傾向にあります。

次に、観光分野です。大山を中心とした観光振興のため、神奈川県から平成大山講プロジェクトとして認定を受け、観光PRや環境整備など、様々な観光施策を展開してきました。また、日本遺産ブランドを生かした商品開発や、大山の宿坊への修学旅行受け入れなど、様々な取組を進めました。こうした成果として、観光客や観光消費額の増加に繋げることができました。令和2年度については、コロナの影響を大きく受けた格好となっています。

次に、農業・商工業の分野です。農業では、新規就農者支援や安定的な経営支援、農産物のブランド化を図る「伊勢原うまいものセレクト」の発足、農地の集積、有害鳥獣対策などを推進してきました。商工業では、大山への観光客向けの支援ロボットの実証実験や、商店街の活性化支援や、販路拡大に向けた見本市への出展支援などに取り組みました。「伊勢原うまいものセレクト」の発足により、新たな商品開発が進み、いせはらブランドの選定数は倍増しています。年によって増減はありますが、製造品の出荷額は、平成30年に最高額の出荷額となりました。

次に、都市整備の分野です。平成26年度にスタートした成瀬地区の東部第二区画整理事業を支援し、順次企業の操業が開始されています。また、市内第4の工業団地建設に向け、伊勢原大山インターチェンジ周辺地区の土地区画整理事業が開始されました。伊勢原駅北口周辺では、駅前のビル用地を取得し、暫定バス乗降場等を整備したほか、再開発事業の事業化に向けた取組を進めました。2つの区画整理事業によって、産業系市街化区域の面積は、45ヘクタール増えました。今後の企業立地により、雇用・就労の場が生み出され、税収の増加にも繋がる見通しです。

次に、シティプロモーションの分野です。「選ばれるまち」を目指し、マスコミへの情報提供の強化、公式イメージキャラクタークルリンを活用した様々なPR活動、市内でのドラマや映画の撮影を受け入れるフィルムコミッション活動への支援など、本市の魅力発信に努めました。積極的な情報発信の結果、マスメディアで取り上げられた件数は、平成25年と比べ3倍以上となっています。

次に、公園・道路等の分野です。総合運動公園のリニューアル工事を進め、今年4月からは、子どもの広場や展望広場など、一部の利用を開始しました。都市基盤

については、新東名などのほか、伊勢原大山インターチェンジへのアクセス道路となる県道603号（西富岡石倉線）等の整備を促進し、数年後には全区間が開通する見込みとなっています。大山へと続く大山バイパスは、今年度中に開通する見込みです。また、市役所がある田中から市の西側に位置する笠窪までを結ぶ都市計画道路田中笠窪線の早期完成に向けて取り組んでいるところです。また、公共下水道事業も着実に進め、普及率は89.8%となっています。総合運動公園の利用ニーズは年々増加しています。リニューアルオープンの結果、大変好評を得ていますので、更なる利用者増が見込まれます。交通事故の発生件数は、交通環境の改善や安全啓発等の取組により、平成25年度と比べて半減しています。

次に、環境・公共施設等の分野です。環境負荷を減らすため、更なるゴミの減量化・再資源化に取り組まれました。平成29年度から剪定枝などの新たな資源化を開始しました。市民への啓発や、資源化の拡充により、ゴミの排出量は減少しています。また、市内の太陽光発電の総出力も増加しています。

次に、コミュニティ・市民協働の分野です。自治会活動に対しまして、運営支援や研修、法人化に向けた支援、ホームページ開設等の側面支援を行いました。市民協働については、市民活動サポートセンターの運営や、市民と行政が協働して取り組む市民協働事業を推進しました。自治会の加入率が減少する中、世帯数の増加に伴い、加入世帯は増加傾向が見られます。令和2年度は減少しましたが、市民活動サポートセンターの登録団体も増加傾向にあります。

最後に、行財政の分野です。身近な市役所づくりに向け、広報いせはら、ホームページ、ツイッター、LINEなどの手法を活用し、広報活動の充実に努めました。また、行政サービスを充実させるため、証明書のコンビニ交付、窓口のワンストップ化、電子申請の拡充など、市民サービスの向上に努めました。電子申請の利用件数は、コロナ禍でプレミアム付き商品券の申込みに活用したことから、令和2年度は飛躍的に増加しました。家庭でいう貯金にあたる財政調整基金の残高は、年度によって増減があるものの、一定の残高が確保されています。

以上、現行計画における取組と成果の一端をご説明させていただきました。説明は以上になります。

（会長）

事務局より「現行計画の振り返りについて」の説明がありましたが、何か質問はございますか。

（質問なし）

質問がないようですので、次に進めたいと思います。

### ■議事(3) 次期総合計画の策定方針について

（会長）

議事の3番目、「次期総合計画の策定方針について」事務局より説明をお願いします。

（事務局）

それでは、続きまして議事の（3）次期総合計画の策定方針について、ご説明します。こちらは、本格的な策定作業を開始するため、計画策定に係る基本的な方針を示すもので、本年7月に決定し、公表しているものです。

まず、「策定にあたって」として、これまでのまちづくりの背景、計画策定の考え方などを記載しています。次期総合計画は、これまでの取組を足掛かりに、時代の変化や市民ニーズを踏まえ、人口減少に立ち向かい、持続的に発展するための新たな時代を見据えたまちづくりの指針としてまいります。また、目指す将来像やまちづくりの目標、それらを実現するための施策等を示す、本市の最上位計画として策定してまいります。

次に、計画の構成と期間について記載しています。長期的なまちづくりを展望しつつ、変化の激しい時代に柔軟かつ的確に対応していくため、「基本構想」「基本計画」「実施計画」からなる3層構造とします。計画期間は、基本構想が10年間、基本計画が5年間、実施計画が3年間です。先程、一つ目の議題でご説明した現行計画の構成と期間から大きな変更は予定しておりません。

次に、計画づくりの基本的な考え方について、ご説明します。4つの視点に整理しています。一点目は「誰もが共有できる計画づくり」です。多様な市民参画や全庁態勢による策定プロセスを通じて、目指すまちづくりの方向性を多くの人々が共有できる計画としていきます。二点目は、「市民にとって分かりやすい計画づくり」です。計画の構成や表現について、市民の視点に立った分かりやすいものとし、市民目線で施策の成果が見える計画としていきます。三点目は、「実効性のある計画づくり」です。今後の厳しい財政状況を見据え、計画で取り組む事業の実現性を高めるとともに、社会変化に即応し、効果的・効率的に事業が展開できる計画としていきます。最後に四点目は、「SDGsに貢献する計画づくり」です。SDGsは、「持続可能な開発目標」の略称ですが、平成27年の国連サミットで定められた国際社会共通の目標であり、地球上の誰一人取り残さないことをめざしています。計画の推進を通じて、SDGsに貢献し、社会的な課題解決と持続可能な地域づくりに資する計画としていきます。

次に、策定方針の検討にあたり、社会環境変化や市民意見等を踏まえ、まちづくりの主な課題の抽出を行っています。資料のグリーンで示している部分が時代潮流、また本市の環境変化、左右にブルーで示している部分が策定方針決定までに実施した市民意識調査やアンケート、現行計画の評価の結果、中央にそれを踏まえ対応すべきまちづくりの主な課題を8点ほど整理しています。それらを踏まえ、今後のまちづくりに向けた視点を整理しています。

次はその視点についてです。社会環境変化や課題を踏まえ、市民の暮らしやすさとまちの持続性を向上させるため、次の視点を持ちながら今後のまちづくりを検討していきます。一つ目の視点は、「地域や多様な主体との連携によるまちづくり」です。市民・地域・関係機関をはじめ、企業・大学、NPO法人など、多様なパートナーと連携・協力しながら、地域課題の解決に向けたまちづくりに取り組んでいきます。二つ目の視点は、「強みを生かし、成長を促すまちづくり」です。まちの発展を促すため、立地や交通利便性、自然、歴史文化、産業、医療環境など、本市の優位性と地域資源を最大限生かし、その魅力をさらに伸ばすためのまちづくりに取り組んでいきます。三つ目の視点は、「安全・安心なまちづくり」です。市民の生命と暮らしを守るため、様々な災害や脅威からリスクを排除するとともに、環境への負荷を低減するためのまちづくりに取り組んでいきます。四つ目の視点は、「スマート社会の実現に向けたまちづくり」です。各分野のデジタル化・ICT化に取り組み、スマート技術を活用して、市民の暮らしの質と利便性を高めるまちづくりに取り組んでいきます。五つ目の視点は、

「持続可能な行政運営」です。将来にわたって持続的な行政サービスの提供を行うため、強固で安定した行財政基盤の構築に取り組んでいきます。次の項番6は、「次期計画に向けた改善点」を記載しています。こちらについては、計画の進行管理の実務的な内容が中心となっており、本日の説明では割愛させていただきます。

次に「策定体制」です。始めに「市民参加」についてご説明します。市民との協働による計画づくりを行うため、計画策定の各段階において多様な市民参画の機会を設け、幅広い市民の意見、提案を計画に反映させていきます。市民参加結果につきましては、次回以降の審議会で詳細を説明いたします。

次に庁内策定体制ですが、まず総合計画審議会についてです。学識経験者、市内の公共的団体等からの選出者及び公募市民等で構成する審議会を設置し、市長の諮問に応じた専門的視点、市民の視点から審議を行い、答申を行います。次に庁内の策定体制です。総合計画は、本市が目指すまちづくりを総合的かつ計画的に推進する指針となることから、目指す考え方や方向性を共有するため、全庁体制により策定作業に取り組むものとしています。今後の行政を担う若手職員も参画しながら策定に取り組んでいます。最後に市議会とのかかわりです。各策定段階において、適時適切に説明を行いながら策定に取り組むものとしています。最後にスケジュールについてです。来年度、早々には基本構想、骨子案をまとめ広く市民の皆様に公表し、意見をいただく手続きに入りたいと考えています。その後、審議会としては秋口を目途に答申をいただきまして、その後12月に市議会に諮っていくというスケジュールを予定しています。

説明は以上となります。

(会長)

事務局より「次期総合計画の策定方針」について説明がありましたが、何か質問はございますか。今までの説明でも多くの資料がありましたので、後でお気づきの点があれば事務局に連絡してください。質問がないようですので、次に進めたいと思います。

#### ■議事(4) 本市の現状と課題について

(会長)

議事の4番目「本市の現状・課題について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

先ほど説明した策定方針で、今後対応すべきまちづくりの主な課題を示しました。「持続可能な地球環境への要請、財政の硬直化、人口減少の到来と一層の少子高齢化の進行、公共施設の老朽化」などを主な課題としております。では、これらの課題を導き出す伊勢原市の現状や推計データはどのようなになっているのか、今回はこれを説明させていただきます。なお、時間の都合上、主に人口・財政・公共施設の老朽化に関するデータについてのみ説明させていただきますので、その他の部分につきましては、後ほどご確認ください。

次に、「我が国の人口動向」です。日本の総人口は、平成20年の1億2800万人をピークに減少しています。令和2年10月に行われた国勢調査の速報値では、1億2622万人となっています。山梨県を含む1都7県、首都圏の人口は平成12年以降増加傾向で推移してきましたが、その内訳を見ると0から14歳までの年

少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少し、65歳以上の老年人口は増加しています。今後、令和7年には人口減少に転じていくと予測されています。

続いて、「本市の総人口と世帯数」についてです。伊勢原市の人口は1965年には約3万2千人でしたが、まちの発展に合わせ、1995年には約9万8千人まで急増したという経過をたどります。30年で6万6千人増加しています。総人口は令和2年1月現在で約10万2千人、平成7年と比較すると4千人増加しています。世帯数は令和2年1月時点で約4万6千世帯となっており、平成7年と比べ1万世帯の増となっています。1世帯当たりの人数は、平成7年の2.76人から令和2年には2.24人まで減少しています。

続いて、「本市の年齢階層別人口」についてです。令和2年1月時点人口は、年少人口が1万2千人、生産年齢人口が6万3千人となっています。65歳以上の人口は2万7千人となり全体の26%を占めています。また、そのうちの75歳以上は1万3千人となっています。年少人口、生産年齢人口は減少をつづけている一方で、老年人口は増加を続けています。

続いて、「市税収入決算額」についてです。平成20年のリーマンショック、平成23年の東日本大震災を背景に、市税収入は減少しましたが、その後は景気回復により平成30年には173億まで増加しました。平成30年からは法人市民税が減少傾向となり、令和元年度は市税収入総額が減少に転じています。令和2年度は、新型コロナの影響により大幅に減少し、166億円となっており、令和3年度は個人市民税への影響も懸念されています。

続いて、「市債残高」についてです。一般会計・普通債は、投資的事業の抑制等により10年前と比べ30億円程度圧縮、一方、一般会計・特例債は、臨財債の増などにより、平成20年度の約110億円から平成26年度の約150億円まで増加しましたが、財政状況の改善等により抑制が図られ、令和2年度には約116億円まで縮減されています。

続いて、「財政調整基金残高」についてです。財政調整基金は、突発的な災害などの不測の事態に備え、積み立てておく資金です。平成23年度は、予算編成における財源不足により、多額の取崩しを行い、残高が約6千万円まで減少しましたが、その後、行財政改革の推進等により、平成30年度には約17億円まで回復しました。しかし、令和元年度の税込減や、令和2年度の新型コロナの緊急対策等により再び減少に転じ、令和2年度は約11億円となっています。

続いて、「経常収支比率」です。経常収支比率は、市税や普通交付税などの毎年市に入ってくる財源について、人件費や扶助費、公債費（市債返済のための経費）など、経常的に支出する経費にどのくらい充当しているかを示します。この割合が高いと、政策的な事業に充てる予算が少なくなることから、財政構造の弾力性を示す指標と言われます。伊勢原市は、平成27年度の92.1%から令和2年度は98.4%まで悪化し、県内平均や類似団体と比べ、財政の弾力性が損なわれている状況にあります。

続いて、「公共施設の老朽化状況」についてです。現在、築年数が30年以上の公共施設は全体の4分の3以上あり、20年後の令和22年には全体の約98%の公共施設が築年数30年以上になる見込みで、そのうち築年数50年以上の建物が約8割となり、公共施設の維持管理や統合、廃止等の議論が必要となります。

説明については以上となりますが、これらのデータをもとに、本市課題を抽出しています。その他のデータについては、後程ご確認ください。

(会長)

事務局より「本市の現状と課題について」について説明がありましたが、何か質問はございますか。

(委員)

人口減少が早く進むことが想定されていた中で、減少に至っていないことについて、冒頭の説明では、色々なまちづくりの努力をされてきた結果と説明がありましたが、推計値とかけ離れている要因や強みがあると考えます。地域別の人口増減や、なぜ世帯数が増えているかなどを示せると総合計画の中にも活かせると思います。この現象がなぜ起きているのか、今分かる範囲で教えてください。

(事務局)

第5次総合計画では人口規模の維持を目標に様々な取り組みを進めてきましたが、人口が横ばいから微増となった直接的な要因としては、市東部にあります成瀬第二地区の住宅系の土地区画整理事業により人口が張り付いていることが一つです。また、伊勢原駅、愛甲石田駅周辺において、民間の開発により大規模マンションの建設が行われました。このようなことが後押しした結果、人口が増加しているものと考えます。また、外国人の人口も現在約2700人おり、この5年で約2倍となっていることも要因の一つと考えます。

(会長)

他に質問はございますか。これからこの課題についての対処・改善策が検討されていくと思います。現状までの点で気づいたことがありましたら事務局に質問してください。

## ■議事(5) 今後の審議会のスケジュールについて

(会長)

議事の5番目、「今後の審議会のスケジュールについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

令和3年度は本日含め、4回、令和4年度中は5回審議会を開催する予定です。最後の回は10月となり、答申をもって審議会を終了する予定です。よろしく願いします。

## ■議事(6) その他

(会長)

それでは最後に「その他」ということで、委員の皆様から何かございますか。

(委員)

資料については、今回のように当日の配布となりますか。事前に配付されるのでしょうか。

(事務局)

第2回以降は、原則、資料を事前送付させていただきます。資料の送付方法及び送付先を確認させていただくため、「第2回審議会以降の資料の送付方法等の確認」

の用紙をお配りしています。ご記入の上、机の上に置いてお帰りいただければと思います。

(会長)

それでは、「送付方法等の確認」の記入をよろしくお願いします。

他にご質問はありますか。

特にないようなので、事務局からは何かありますか。

(事務局)

今回の審議会では、タブレット端末を使って資料の説明をさせていただきますが、紙資料も併せてお配りさせていただきます。最終的に相当な量となりますので、書類整理用にドッジファイルをご用意させていただきました。机の下の紺色の紙袋に入れてありますので、ご利用いただければと思います。

最後に、次回第2回の審議会は、年明け1月下旬で調整しておりますので、確定次第、速やかにご連絡させていただきます。

### 3 閉会

---

(会長)

それでは、本日本日予定した議事は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

皆様、大変お疲れ様でした。